

令和 5 年度  
豊田市立豊南中学校育友会・後援会

# 総 会 要 項



## 総 会 次 第 （ 目 次 ）

議案	内容	ページ
第1号議案	令和4年度 事業報告について	1～2
第2号議案	令和4年度 育友会会計決算報告について 令和4年度 後援会会計決算報告について 令和4年度 育友会・後援会会計監査報告について	3～4
第3号議案	令和5年度 育友会役員、顧問、相談役の承認について 令和5年度 後援会役員、顧問、相談役の承認について 令和5年度 会計監査の承認について 令和5年度 常任委員の承認について	5～6
豊南中学校育友会基本方針について		7
第4号議案	令和5年度 事業計画（案）について	8
第5号議案	令和5年度 育友会会計予算（案）について 令和5年度 後援会会計予算（案）について	9
第6号議案	業務委任契約書（案）について 学校側への委任業務内容の明確化/個人情報の秘密保持	10
第7号議案	育友会会則の改訂について	11～14
豊田市立豊南中学校育友会会則 ※変更部分：赤字太字（印刷黒太字）		
第8号議案	後援会会則の改訂について	15
豊田市立豊南中学校後援会会則 ※変更部分：赤字太字（印刷黒太字）		
第9号議案	育友会細則の改訂について	16
役員・委員立候補募集細則 ※変更部分：赤字太字（印刷黒太字）		
第10号議案	育友会・後援会細則の制定について	17～18
個人情報取扱細則		
豊田市立豊南中学校育友会細則		
令和5年度 豊南中学校年間行事予定		20～21

### ご 挨拶

昨年度に続き、コロナ禍で中止にしてきた育友会活動を、ただ再開するのではなく、時代に合った組織になるために、また役員さんや委員さんの負担の低減するために、続けていくべきこと、変えていくべきことを議論してきました。議論は単純ではなく、まだまだ道半ばでございますが、会則に掲げる、「生徒の幸福な成長」のために、育友会が今できる事を、今できる形でやってみようと考えております。今後とも、育友会会員の皆様の深いご理解と、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和4年度 豊南中学校育友会会長 大井 未来

# 令和4年度 事業報告

I. 全体事業      コロナウイルス感染拡大防止の観点より、多くの行事、会議が中止。ただしグループトーク、紙面協議等の開催で昨年度より歩みを進めた。

活動月	役員会他			学校内/支援事業		渉外事業	
	活動日	役員会	学校委員会				
4月	9日(土)	第1回	第1回	7日(水)	入学式・始業式		
	16日(土)	総会	第1回	17日(土)	育友会総会…web投票、書面決議 ・歓送迎会…中止	25日(月)	豊田市PTA連絡協議会総会(市P連主催)書面開催
5月	15日(日)	第2回	広報のみ開催			中止	
6月	4日(土)	第3回	第2回	中止	市総合体育大会・西三河大会・県大会応援・取材(～8月)	15日(水)	愛知県小中学校PTA連絡協議会総会(愛知芸術文化センター)書面開催
						25日(土)	豊田市PTA連絡協議会 理事会(広報担当者会議)
7月	16日(土)	/	/	16日(土)	令和4年度役員立候補説明会	13日(水)	第1回豊南中学校区コミュニティ・スクール連絡会議
				16日(土)	校内整備活動(薔薇園の整備) 豊南だより 第246号発行	13日(水)	豊南中学校 教育協議会
8月	/	/	/	20日(土)	草刈りボランティア(共働本部への協賛)	27日(土)	子どもの未来を見つめる会 後日オンライン配信もあり
				27日(土)	親子愛校活動	地区毎	地区夏祭りパトロール
9月	3日(土)	第4回	第3回	中止	市新人体育大会・西三河大会応援・取材	14日(水)	人権教育指導者研修会(刈谷市総合文化センター)
						25日(日)	親育ち交流カフェ
10月	1日(土)	第5回	第4回	22日(土)	薔薇祭	30日(金)	第78回日本PTA東海北陸ブロック研究大会
						3日(日)	豊南地区青少年主張発表会(豊南交流館)動画配信
11月	5日(土)	第6回	/	11日(金)	小・中・高校合同セーフティガード	16日(土)	情報交換会(市P連)書面開催
						23日(土)	東海北陸ブロック研究大会(市P連・岐阜開催)オンライン開催
12月	10日(土)	第7回	第5回			6日(土)	教育対話集会・教育を語る父母と教師のつどい
					豊南だより発行 第247号	15日(火)	生徒指導推進研究大会(市民文化ホール)
1月	14日(土)	第8回	/	14日(土)	校内整備活動(共用教室の天井扇風機清掃)	19日(土)	下野見/水源/平山/平和自治区合同避難所運営訓練
						29日(土)	市PTA連絡協議会 教育講演会 オンライン開催
2月	18日(土)	新旧引継ぎ会	/			4日(土)	三河小中学校PTA研究発表会
						12日(日)	安心・安全 スマホ教室
3月	18日(土)	広報引継ぎ会	/	7日(火)	卒業式 豊南だより発行 第248号	15日(水)	第2回豊南中学校区コミュニティ・スクール連絡会議
				18日(土)	会計監査	24日(金)	市P連事業 役員予定者研修会 書類のみ・PTA単位開催

## II. 委員会活動

### 1. 全般

4月9日(土)	第1回学校委員会
6月4日(土)	第2回学校委員会
7月16日(土)	校内整備活動(薔薇園・中庭整備)
8月	地区夏祭りパトロール
8月27日(土)	愛校活動
9月3日(土)	第3回学校委員会
9月～11月	次期役員・委員選出会
10月1日(土)	第4回学校委員会
11月11日(金)	小・中・高等学校合同セーフティ・ガード
12月10日(土)	第5回学校委員会
1月14日(土)	校内整備活動(共用教室の天井扇風機清掃)

### 2. 広報

【豊南だより 第246号・第247号・第248号の発行】

入学式、職員紹介、部活動紹介、前期生徒会役員紹介、部活動大会結果報告、文化部発表会、薔薇祭、後期生徒会役員紹介、豊南ふれあい祭、各種表彰紹介、卒業生に贈る言葉、3年生クラスのパージ、等 \*各活動の取材実施

### 3. 規則検討チーム(会長と2年役1年目の役員)

#### ・ 学校側との業務委任契約について

これまで会費の徴収など育友会・後援会業務の一部を学校側が行っていた。またそれに伴い育友会取得の会員情報を学校と共有していたことは、個人情報保護の観点から問題がありました。そこで学校側への委任業務内容を明確にし、またその業務を通して知り得た個人情報についての秘密保持を盛り込んだ契約書を作成し、学校側と業務委任契約を結ぶ準備をしてきた。(第6号議案)

#### ・ 個人情報の取り扱い規則の制定について

2017年の法改正により、学校PTA組織も個人情報保護法の適用対象になりましたが、豊南中学校育友会・後援会は会員の個人情報の取扱いに関する規則がありませんでした。そこで育友会・後援会 個人情報取扱細則を新たに制定することで個人情報保護法に対応する準備を進めてきた。(第7,8,10号議案)

#### ・ 役員・委員立候補募集細則の改定について

今後、新入生の保護者には入学前後(1月～4月頃)に育友会の説明と入会意思確認を行います。役員・委員の立候補募集はスケジュール上 それより前に行う必要があります。これを受け議論を重ね、役員・委員立候補募集細則にある、告知対象から小学6年生保護者を削除する提案をさせていただくこととしました。(第9号議案)

● 1年間ご協力ありがとうございました

# 令和4年度 育友会会計決算報告書

## I 収入の部

費 目	予算額(円)	決算額(円)	備 考
会 費	1,660,000	1,711,500	年間3,000円
利 息	10	1	決算利息
そ の 他	10,000	20,000	同窓会からの補助金
繰越金	19,704	19,704	
合 計	1,689,714	1,751,205	

## II 支出の部

費 目	予算額(円)	決算額(円)	備 考	
総 務 費	995,000	1,222,998		
内 訳	事務費	50,000	18,060	印刷、進路関係郵送料等
	旅費	10,000	15,210	各種会合・打ち合わせ
	教育研究費	80,000	139,972	高校入試問題集、学級文庫書籍等
	慶弔費	50,000	11,220	生花
	会議費	5,000	-	
	負担金	100,000	111,240	PTA連絡協議会・県安全互助会、豊南ローズ基金
	渉外費	100,000	12,000	学校保健委員会講師謝礼
	校務費	500,000	645,957	学校環境整備(校内補修、薔薇園整備等)
雑費	100,000	269,339	入学式・卒業式花代、育友会ボランティア活動、行事支援等	
事 業 費	640,000	447,700		
内 訳	広報部費	500,000	447,700	豊南だより、掲示用写真
	育成安全部費	20,000	-	
	学年・学級P費	120,000	-	
予備費	54,714	2,500	転出生徒返金	
合 計	1,689,714	1,673,198		

III 差引残高(次年度へ繰り越し) 78,007 円

上記のとおり報告します。

令和5年3月18日

豊田市立豊南中学校育友会

会 長 大井 未来 印

会 計 内藤 友香 印

同 上 須崎 俊和 印

会計監査の結果、会計が的確であったことを認めます。

会計監査 川村 小枝 印

同 上 橋本 陽子 印

個人情報保護のため押印は省略してあります。  
原本には印影があります。

# 令和4年度 後援会会計決算報告書

## I 収入の部

費 目	予算額(円)	決算額(円)	備 考
会 費	1,660,000	1,711,500	年間3,000円
利 息	10	2	決算利息
市補助金	500,000	49,351	文化的大会選手派遣事業補助金
バス代集金等	500,000	18,000	ブラスバンド部コンクール参加
その他	-	-	
繰越金	201,382	201,382	
合 計	2,861,392	1,980,235	

## II 支出の部

費 目	予算額(円)	決算額(円)	備 考
部活動運営費	1,820,000	1,627,936	
内訳			
事務費	300,000	52,329	協会登録、作品郵送料
消耗品費	500,000	1,094,863	部活動備品・消耗品
派遣費	1,000,000	480,744	大会参加料
渉外費	20,000	-	
事業費	1,030,000	225,040	
内訳			
講師謝礼	30,000	-	
部活動充実費	500,000	101,600	楽器修理、和太鼓部衣装
整備費	500,000	123,440	グラウンド・テニスコート整備
予備費	11,392	2,500	転出生徒返金等
合 計	2,861,392	1,855,476	

III 差引残高(次年度へ繰り越し) 124,759 円

上記のとおり報告します。

令和5年3月18日

豊田市立豊南中学校後援会

会 長 大井 未来 印

会 計 内藤 友香 印

同 上 須崎 俊和 印

会計監査の結果、会計が的確であったことを認めます。

会計監査 川村 小枝 印

同 上 橋本 陽子 印

個人情報保護のため押印は省略してあります。  
原本には印影があります。

令和5年度 豊南中学校  
育友会 兼 後援会役員名簿 (案)

役職名	氏名	生徒名(学年)	地区名
会長	三上 正	遼輔(3)	水源平和
副会長	久保 幸照	洋介(3)	山之手
	稲本 香織	伝斗(3)	明和
	渡辺 和美	絆(2)	今河合
書記	藤原 圭一	望(2)	平山Ⅱ
	教頭先生		
会計	前田 真理子	桃花(3)	新今
	校務主任		
執行委員	木下 弘充	侑亮(2)	前山
	小宮 憲広	華穂(2)	丸山
	酒見 麻美	蓮也(2)	水源前山
	原田 絵里	幸奈(3)	平山Ⅰ
	岡本 智代	陸(3)	平和
顧問	校長先生		
相談役	新谷 麻衣子	悠斗(3)	今河合

会計監査(監事)名簿(案)

役職	氏名	生徒名	地区名
会計監査	多和田 美奈	壮真	前山
	丸山 理絵	優月	丸山

令和5年度 豊南中学校育友会 常任委員名簿 〈地区選出〉 (案)

委員長	酒見 麻美
副委員長	原田 絵里 岡本 智代

	名前	生徒名	学年	地区名
1	山本 直子	小春	3	前山
2	塚本 みきえ	泰成	3	前山
3	松永 里美	健伸	3	前山
4	坂部 実樹	伶実	3	前山
5	松尾 輝彦	泰河	3	前山
6	後藤 みゆき	稀平	2	明和
7	岩田 洋美	愛美	2	明和
8	太田 栄治	遥花	2	明和
9	久綱 里奈	夏凜	2	明和
10	山川 美加	渚真	3	明和
11	落合 恭子	奎太	2	明和
12	宇野 千永美	文人	2	渡合
13	上甲 ルミ	夢乃	3	今河合
14	北田 二ナ	絢	3	今河合
15	本多 あかね	花梨	3	今河合
16	江川 千香子	世菜	3	今河合
17	岡田 由理子	颯	3	今河合
18	城野 和敏	陸	2	新今
19	山本 里織	凌大	2	新今

	名前	生徒名	学年	地区名
20	成田 由美	祐介	2	水源前山
21	中嶋 由香里	優	3	水源前山
22	畑本 美保	楓彩	3	水源前山
23	得田 優子	絢愛	2	水源前山
24	大崎 美智子	愛瑠	2	水源前山
25	西村 なつき	空	3	水源前山
26	山本 加奈子	海優	2	平山Ⅰ
27	高桑 文子	育郎	2	平山Ⅰ
28	滝本 裕美	隆人	3	平山Ⅱ
29	福嶋 明子	大輝	3	平山Ⅱ
30	大野 和奈	力暉	3	平和
31	千葉 知子	茜	3	平和
32	白柿 憂三	武琉	3	平和
33	苅谷 啓子	蓮生	3	平和
34	佐藤 智美	太亮	3	水源平和
35	鈴木 敬子	颯人	3	水源平和
36	堀 紀三子	領我	2	室宮前
37	佐藤 久美子	結菜	3	山之手

	名前	生徒名	学年	地区名
38	小幡 範子	花奈	2	山之手
39	山口 恵美	翔	1	山之手
40	黒木 菜美子	大翔	2	山之手
41	板倉 理恵	暖磨	1	山之手
42	本橋 とも子	翼	3	山之手
43	小松田 優子	拓実	2	丸山
44	田中 和恵	心春	2	丸山
45	長谷川 あずさ	庵時	3	丸山
46	渡辺 典子	琉生	2	丸山
47	藤田 栄美	桜妃	2	丸山
48	高須 一正	健誠	3	丸山
49	廣瀬 友香	晴喜	2	丸山
50	金城 真子	楓	3	丸山
51	古澤 久美子	悠那	3	根川
52	王 蓉	思穎	3	根川

# 豊南中学校育友会基本方針

## 1) 基本方針

私たち豊南中学校育友会は、子どもたちの健全な心身の成長と幸せを願って、保護者と教師が共に手を携えて、地域との連携のもとで各種活動を実践する。

各委員会活動がさらに向上・発展することを目指して、活動の充実・活性化を推進するための事業や情報収集・発信を行い、会員の学習と共通理解を深めるための先導的な役割を務める。

今日の情報化社会で、各種メディア、インターネット等によりあふれ出した情報は、人間関係や環境を急速に変化させています。このような社会において、正しい情報の取捨選択が子どもたちの心身の成長に大きな影響を与えます。子どもたちは多くの個性と、様々な発展段階に応じた特性を持っています。相互に正しく理解すること、個性や特性を良い方向に伸ばすことが必要であると考えます。そのためにも『豊かな心』『健やかな体』『確かな学力』を身につけた子どもの育成を目指して、希望ある未来に向けて共に学び、共に育つ育友会活動を目指します。

私たちは、あらためて、教育の原点は家庭にあることを自覚し、『家庭』『学校』『地域』及び各専門機関との連携を密にしながら、以下の目標を掲げ活動を行います。

## 2) 重点目標 (豊田市PTA連絡協議会連携)

### ① 家庭教育力の強化を図ろう

◇子どもと共に学び、成長し、親として自覚を高めよう。

◇子どもとふれあいを深め、家庭の果たす役割を見つめ直し、家庭の力の向上に努めよう。

### ② 学校との連携を密にしよう

◇保護者と教師とで活発に意見交換し、子どもの健やかな成長を目指そう。

◇学校教育に対する保護者の理解を深め、教育活動への支援を促進しよう。

### ③ 地域や関係機関との連携を強めよう

◇地域連携を含め、安全・安心な地域づくりを進めよう。

◇自らも積極的に地域活動に参画し、楽しく活動を継続しよう。

## 3) 役員・委員として

◇皆で協力し助け合う。

(生徒や学校のために、やれることを、やれる時に、やれる人がやる)

# 令和5年度 事業計画 (案)

注: 予定は3月現在のものです。場合により変更有り

## I. 全体事業

活動月	役員会他			学校全体行事		育友会行事		委員活動
	活動日	役員会	学校委員会	保護者/教師/地域の連携により、学校・家庭・地域における生徒の健全な成長を図る活動を推進する				
4月	8日(土) 22日(土)	第1回 臨時役員会	第1回	7 金	入学式・始業式	7 金	入学式	入学式取材
						12 水	育友会総会要項配布 (web議決: 回答期限21日・金)	
				28 金	授業参観・3年修学旅行説明会、進路ガイダンス	22 土	臨時役員会 (育友会総会審議結果まとめ)	
5月	13日(土)	第2回		13 土	地域学校共働本部 薔薇園ボランティア	13 土	薔薇園ボランティア (共働本部に協賛)	薔薇園ボランティア
				20 土	体育祭 (予備日21日)	20 土		体育祭取材
6月	3日(土)	第3回	第2回	7 水	3年修学旅行 (~9)			
				19 月	部活壮行会、部活動参観・懇談会	随時		部活練習風景取材
				24 土	中学校総合体育大会 (~7/2)			
7月						15 土	育友会校内整備活動 令和6年度役員立候補説明会	校内整備活動 立候補説明会
				20 木	文化部発表会	中旬		* 豊南だより 249号発行
				21 金	夏季休業(~8/31)	下旬		地区夏祭りパトロール (~8月初)
8月				19 土	地域学校共働本部 草刈りボランティア	19 土	草刈りボランティア (共働本部に協賛)	草刈りボランティア
				26 土	育友会主催 親子愛校活動	26 土	育友会主催 親子愛校活動	親子愛校活動
9月	2日(土)	第4回	第3回	22 金	新制服説明会	随時		部活動 大会結果まとめ
10月	7日(土)	第5回	第4回	6 金	前期終業式	初旬	令和5年度役員・委員選出(~11月中旬)	役員・委員選出
				10 火	後期始業			
				21 土	薔薇祭 *10/23振替休業日	21 土		薔薇祭取材
11月	4日(土)	第6回		5 日	地域学校共働本部 薔薇園ボランティア	5 日	薔薇園ボランティア (共働本部に協賛)	薔薇園ボランティア
				22 水	午後 学校公開日 (授業参観・2年自然教室説明会)	中旬		小中高セーフティガード
12月	9日(土)	第7回	第5回	25 月	冬季休業(~1/8)			
1月	13日(土)	第8回				13 土	育友会校内整備活動	校内整備活動
				16 火	2年生自然教室 (~18) *1/192年振替休業日			
				29 月	入学説明会			
2月	17日(土)	引継ぎ会	引継ぎ会					引継ぎ活動 新旧役員、新委員
3月	16日(土)		広報 引継ぎ会	6 水	卒業証書授与式 (未定 秋頃決定)	6 水		* 豊南だより 250号発行
				22 金	修了式	16 土	会計監査	引継ぎ活動 新旧広報委員

## 令和5年度 育友会会計予算(案)

### I 収入の部

費目	予算額(円)	備考
会費	1,590,000	年間3,000円
利息	2	利息
その他	20,000	同窓会からの支援金等
繰越金	78,007	
合計	1,688,009	

### II 支出の部

費目	予算額(円)	備考
事務費	20,000	印刷、進路関係郵送料等
旅費・会議費	20,000	各種会合・打ち合わせ旅費、会場使用料等
教育研究費	140,000	高校入試問題集、書籍、学習環境整備等
慶弔費	20,000	香料、生花等
負担金	120,000	PTA連絡協議会・県安全互助会、豊南ローズ基金等
渉外費	20,000	講師謝礼等
広報費	350,000	豊南だより等
ボランティア活動費	30,000	育友会ボランティア(薔薇園、草刈り、校内整備)等
教育活動支援費	200,000	学校・学年行事等支援等
環境整備費	650,000	薔薇園整備、校内整備等
雑費	100,000	
予備費	18,009	
合計	1,688,009	

## 令和5年度 後援会会計予算(案)

### I 収入の部

費目	予算額(円)	備考
会費	1,590,000	会費3,000円
利息	2	決算利息
市補助金	45,000	文化的大会選手派遣事業補助金
バス代	15,000	バス代生徒負担金
その他	0	
繰越金	124,759	
合計	1,774,761	

### II 支出の部

費目	予算額(円)	備考
部活動運営費	1,185,000	
内訳		
事務費	55,000	協会登録、作品郵送料等
講師謝礼	20,000	講師謝礼
消耗品費	600,000	部活動消耗品
派遣費	500,000	大会参加料、コンクール参加バス代、楽器運搬等
渉外費	10,000	
事業費	580,000	※後援会では、全校生徒に関わる行事支援等も行っていきます。
内訳		
教育活動充実費	300,000	行事支援および部活動備品、楽器修理等
学校施設環境整備費	280,000	環境整備、備品整備等
予備費	9,761	
合計	1,774,761	

# 業務委任契約書

豊田市立豊南中学校育友会・後援会（以下「甲」という）と、豊田市立豊南中学校（以下「乙」という）とは、甲の事務に関して次のとおり業務委任契約（以下「本契約」という）を締結する。

## （委任事項）

第1条 甲は乙に対し、甲の事務のうち下記の業務を委任し、乙はこれを受諾する。

- （1）甲会費の集金及び催促、経理事務一般
- （2）印鑑、出納簿及び預金通帳の保管・管理
- （3）甲発行の広報誌、甲関連の各種文書等の配布
- （4）甲への提出物の回収・保管
- （5）その他、甲、乙協議の上で必要な業務

2 前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

## （権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、第三者に対し本契約の一部もしくは全部を委任し、本契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、または本契約上の地位を継承させてはならない。

ただし、甲の承諾を得た時はこの限りではない。

## （報酬）

第3条 本契約に関し、乙は甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない。

## （秘密の保持等）

第4条 乙は、本契約上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、保管・管理する書類等を第三者に閲覧、書写または譲渡してはならない。

ただし、甲の承諾を得た時はこの限りではない。

## （契約期間）

第5条 本契約の有効期間は、令和5年5月1日から令和6年4月30日までとする。ただし、本契約期間終了の1か月前までに、いずれの当事者からも本契約を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は本契約満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

## （補足）

第6条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年4月22日

委任者（甲） 豊田市立豊南中学校育友会・後援会

会長

受任者（乙） 豊田市立豊南中学校

校長

# 豊田市立豊南中学校育友会会則

## 第 1 章 名称と事務所

第 1 条 この会は豊田市立豊南中学校育友会と称し、事務所を豊南中学校内におく。

## 第 2 章 目的と活動

第 2 条 この会は父母と教員が協力して、学校と家庭と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1 よい父母、よい教員になるよう努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒の活動を支援する。
- 3 生徒の生活環境をよくする。
- 4 公教育費を充実することに努める。

## 第 3 章 方針

第 4 条 この会は教育の本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体、および機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為はしない。
- 3 この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

## 第 4 章 会員

第 5 条 この会の会員になることができる者は次のとおりである。

- 1 豊南中学校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者。
- 2 豊南中学校の校長および教職員。

第 6 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

## 第 5 章 経費

第 7 条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金および、その他収入によって支弁する。

第 8 条 会費は月額 2 5 0 円とする。

会費は前期(4月) 後期(10月) 各1,500円の徴収とする。ただし、**入退会**については、月割にて還付および徴収する。

第 9 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日終わる。

## 第 6 章 役員

第 10 条 1 この会の役員は次のとおりである。

会長	1名
副会長	若干名
書記	1名
会計	1名
執行委員	若干名

2 必要に応じて特別役員をおくことができる。

第 11 条 役員は定期総会で選出する。

第 12 条 役員は任期は1年とする。ただし、再選をさまたげない。特別役員は必要に応じた任期とする。

第 13 条 1 会長は次の職務を行う。

(1)総会および運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(2)他の役員および校長の意見を聞いて、常任委員会の正副委員長を委嘱する。

(3) 運営委員会の承認を得て、臨時委員会の正副委員長を委嘱する。

2 会長はすべての集会に出席して意見を述べることができる。

第 14 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する。

第 15 条 書記は総会および運営委員会の議事ならびにこの会の重要事項を記録保管し、集会について通知する。

第 16 条 会計はこの会の一切の会計事務を処理し、定期総会において会計監査を経た決算報告をする。

第 17 条 執行委員は各委員会を構成し、本会の運営推進にあたる。

## 第 7 章 会計監査委員

第 18 条 この会の経理を監査するために 2 名の非常任監査委員をおく。

第 19 条 会計監査委員は定期総会で選出する。

第 20 条 会計監査委員はその年度の会計を監査し、定期総会に年度決算の会計報告をする。

第 21 条 会計監査委員の任期は 1 年とする。

## 第 8 章 役員および会計監査委員の候補者推薦委員会

第 22 条 役員および会計監査委員を推薦するときは、役員および会計監査委員候補者推薦委員会（以下、推薦委員会という）をおく。

第 23 条 推薦委員会の委員の数と選出方法は細則で定める。

第 24 条 推薦委員会の委員は、その任期を終了したときに解任される。

## 第 9 章 総会

第 25 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第 26 条 総会は定期総会および臨時総会とする。

定期総会は 4 月に開催する。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたととき、また会員の 10 分の 1 以上の要求があったときに開催する。

必要に応じ、書面審議とすることができる。

第 27 条 総会は、会員の 5 分の 1 以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。又、議事は出席者の過半数で決定する。

書面審議による総会の場合には、議事は会員の過半数で決定する。棄権は賛成に含めることとする。

## 第 10 章 学校委員会

第 28 条 学校委員会は運営委員会、常任委員会の委員、および臨時委員会のある場合はその委員をもって構成し、総会に準ずる議決機関とする。

第 29 条 学校委員会は各委員の連絡およびその他必要な事項を審議し、調整する。

第 30 条 学校委員会は、委員の 3 分の 1 以上が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ議決することができない。

## 第 11 章 運営委員会

第 31 条 運営委員会は役員、常任委員会、校長、臨時委員会がある場合はその正副委員長をもって構成する。

第 32 条 運営委員会は、この会を運営するための必要な事項を協議し、総会に提出する議案を選出する。

第 33 条 運営委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席し、出席者の過半数の賛成を得なければ議決することができない。

## 第 12 章 常任委員会および臨時委員会

第 34 条 常任委員会は各地区委員、教員で構成し、この会の活動に必要な事項について

調査研究立案する。

第 35 条 常任委員会のその任務は次のとおりとする。

- 広報活動をとおして会員相互に学校および育友会活動の理解と啓発に努める。
- 生徒の文化活動を助成し、会員相互の交流と親睦を深め、会員の文化的資質の向上に努める。
- 生徒の家庭生活、社会生活の助成、ならびに生徒の自主的集団活動の活性化に努める。

第 36 条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。

第 37 条 臨時委員会は、その任務を終えたとともに解散する。

第 38 条 常任委員会は、地区会員の推薦に基づいて会長が委嘱する。

第 39 条 臨時委員会の委員は、運営委員会の推薦に基づいて会長が委嘱する。

第 40 条 校長は、学校管理ならびに教育上、常任委員会または臨時委員会に出席して意見を述べるることができる。

### 第 13 章 細 則

第 41 条 1 この会の運営に関し必要な事項は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て決める。

2 運営委員会の細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

### 第 14 章 改正 および 実施

第 42 条 この会則は、機会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第 43 条 この会則は、昭和36年4月21日より実施する。

### 第 15 章 慶 弔 規 定

第 44 条 生徒および保護者が死亡した場合は、代表者が会葬し、生徒の場合は10,000円、父母の場合は5,000円の香料と生花一基を送ることを原則とするが、その都度協議して決定する場合もある。

第 45 条 その他、慶弔の必要があると認めた場合は、役員会において適切な方法を協議して決める。

### 第 16 章 個人情報取扱規定

第 46 条 **本会の事業において必要とされる個人情報の取得、利用、提供および管理については、「豊南中学校 育友会・後援会個人情報取扱細則」に定め、適正に運用する。**

### 付 則

昭和44年4月17日一部改正 (第8条 会費50円を100円とする)

昭和46年4月27日一部改正 (第10条 副会長2名を3名とする)

昭和49年4月26日一部改正 (第8条 会費100円を150円とする)

昭和50年4月25日一部改正 (第10条 副会長3名を若干名とする)

(第10章以降改正 <第10章 第27項～29条、  
第12章 第34条～39条新設>

※旧第11章 第30条、31条改廃)

昭和56年4月28日一部改正 (第8条 会費150円を250円とする)

平成 2年4月28日一部改正 (第34条 一部改正、成人教育委員会を広報委員会、  
補導委員会を育成委員会、進路対策委員会を進路研修  
委員会とする)

平成 5年4月24日一部改正 (第30条 1年、2年の学年学級PTAの正副委員長をいれる)

平成10年4月18日一部改正	(第30条 1年、2年の学年学級PTAを、学年学級PTAとする) (第34条 進路研修委員会を削除、5委員会を4委員会とする) (第13章 第40条 学年学級PTAを新設する) (第13、14章を、第14、15章と、また第40条～42条を、第41条～43条と名称変更する)
平成14年4月20日一部改正	(第13条 「2 会長はすべての会に出席して意見を述べることができる」を追加) (第34条 育成委員会を育成安全委員会と改める。以下、関連する場所はすべて育成安全委員会とする)
平成16年4月17日一部改正	(第8条 会費は前期(4月)、後期(10期)各1,500円の徴収とする) (第10条 特別役員1名を追加する)
平成17年4月16日一部改正	(第10条 特別役員は「必要に応じておくことができる」とする) (第12条 特別役員の任期を「必要に応じた任期」とする) (第30条 運営委員会から学年・学級PTAの正副委員長をはずす) (第14章 第40条を改廃する) (第14章 第41条を、第13 第40条とし、第15章を、第14章とする)
平成22年4月17日一部改正	◇以下会則の改定運用は平成23年度より運用する。 (第10条 「役員に執行委員 若干名」追加) (第17条 「執行委員は各委員会を構成し、本会の運営推進にあたる」を追加 第17条追加に伴い以降条項番号を繰り下げる。) (第18条 会計監査委員を非常任とする。)
平成25年4月20日一部改正	(第35条 文化委員会を文化・バザー委員会とする。)
平成30年1月30日一部改正	(第3条② 文中の歩道を支援に変更)
平成30年1月30日一部加筆	(第15章 第44条、第45条の慶弔規定を加筆)
令和3年4月10日一部改正	(第5条、4条との重複表記を削除) (第26条、書面審議総会を追加) (第27条、書面式総会の場合の、議決数を追記) (第35条、保健体育委員会を削除)
令和3年10月2日一部改正	(バザーを廃止。委員の負荷平衡をはかるため委員会の枠を撤廃。 第35条、広報、文化・バザー、育成安全委員会を削除)
令和4年4月7日一部改正	(第12章、常置委員会と常任委員会の混同表記を常任委員会に統一)
<b>令和5年4月8日一部改正</b>	<b>(第5章 第8条の一部改正 転入出を入退会に変更)</b>
<b>令和5年4月8日一部加筆</b>	<b>(第16章 第46条の個人情報取扱規定を加筆)</b>

# 豊田市立豊南中学校後援会会則

- 第 1 条 この会は豊田市立豊南中学校後援会と称し、事務所を本校内におく。
- 第 2 条 本会は豊田市立豊南中学校教育振興のために後援することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的に賛同し、その達成に協力する人をもって組織する。
- 第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 学校施設の充実をはかる。
  - 2 生徒の保健体育活動に協力する。
  - 3 その他必要な事項を行う。
- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- |     |     |             |
|-----|-----|-------------|
| 会 長 | 1 名 | 育友会会長が兼ねる。  |
| 副会長 | 若干名 | 育友会副会長が兼ねる。 |
| 理 事 | 若干名 | 会長が委嘱する。    |
| 監 事 | 2 名 | 育友会計監査が兼ねる。 |
| 委 員 | 若干名 | 会長が委嘱する。    |
- 第 5 条 本会の役員の任務は次のとおりです。
- 会長は会を代表し、会務を総理し、会議を招集し、司会をする。
- 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときには代理する。
- 理事は理事会を構成し、庶務、会計その他本会の運営にあたる。
- 監事は会計の監査にあたり、その年度の会計を監査して総会に報告する。
- 委員は委員会を構成し、本会の運営推進にあたる。
- 第 7 条 本会の役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。。
- 第 8 条 本会に顧問を置く。顧問は理事会において推薦し、会長はこれを委嘱する。
- 第 9 条 本会は年 1 回総会を開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。理事会、委員会は、必要に応じて開き、また委員会は総会の代議機関となる。
- 第 10 条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって、これにあてる。
- 会費は月額 2 5 0 円とする。会費は前期 ( 4 月 ) 後期 ( 1 0 月 ) 各 1,500 円とする。
- ただし、**入退会**については、月割にて還付および徴収する。
- 第 11 条 本会の事業において必要とされる個人情報の取得、利用、提供および管理については、「豊南中学校 育友会・後援会個人情報取扱細則」に定め、適正に運用する。**
- 第 12 条** 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わる。
- 第 13 条** 本年の会則改定は、総会において行う。

## 付 則

本会則は、昭和 3 6 年 4 月 2 1 日より実施する。

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| 昭和 4 4 年 4 月 1 7 日一部改正    | ( 第 1 0 条 1 口 1 0 円を 1 5 0 円 )  |
| 昭和 4 9 年 4 月 2 6 日一部改正    | ( 第 1 0 条 1 口 1 5 0 円を 2 5 0 円 )  |
| 平成 1 6 年 4 月 1 7 日一部改正    | ( 第 1 0 条 2 5 0 円 1 口以上を 2 5 0 円 ) に改正し、<br>前期 ( 4 月 )、後期 ( 1 0 月 ) 各 1,500 円の徴収とする |
| <b>令和 5 年 4 月 8 日一部改正</b> | <b>( 第 1 0 条の一部改正 転入出を入退会に変更 )</b>  |
| <b>令和 5 年 4 月 8 日一部加筆</b> | <b>( 第 1 1 条の個人情報取扱規定を加筆 )</b><br><b>( 第 1 1 条追加に伴い以降条項番号を繰り下げる )</b>               |

# 豊南中学校育友会役員・委員立候補募集細則

- 第1条 本細則は、育友会役員・委員の立候補募集について定める。
- 第2条 本細則による募集範囲は、2年任期役員(副会長(次年度相談役)、執行委員(次年度会長)、執行委員(次年度副会長))と、役員(副会長(市P連担当)、書記、会計、常任正・副委員長)、常任委員、会計監査委員とする。
- 第3条 育友会役員・委員募集では、1年生、2年生の保護者に対して、第4条の内容が告知される。
- 第4条 保護者に対して、告知される内容は下記である。
- ・ 立候補募集の応募期限、応募方法
  - ・ 役員、各委員会の業務内容の紹介
  - ・ 募集説明会の日時・場所
- 第5条 立候補募集の応募期限、応募方法は、役員会で定める。応募方法は、応募順が客観的に定まる方法でなくてはならない。
- 第6条 応募締め切りに先立って、募集説明会を実施する。
- 第7条 応募後の役員・委員決定方法は、下記のとおりとする。
- 応募順での選択権
  - ・ 応募順で、「選択順位」を定める。
  - ・ 「選択順位」1番から9番までの応募者は、役員(9名)の中から、順に、役職を選択する。  
ただし、応募者間で、相談をして決めていくことを妨げない。
  - ・ 「選択順位」10番目以降の応募者は、順に、常任委員・会計監査から選択可とする。
  - 同じ地区からの複数役員の出選回避
  - ・ 2年任期役員3名は、各々、異なる地区から選出する。同様に、1年任期役員9名、会計監査委員2名も、異なる地区からの選出とする。
  - ・ 前項の規定に関わらず、同じ地区からの複数応募者がいて、2年任期役職を既に選択された場合には、2番目の応募者は、1年任期役員から役職を選択する。
  - ・ 同様に、同じ地区から1年任期役職を既に選択された場合には、同じ地区のそれ以降の選択順位の応募者は、常任委員・会計監査委員から役職を選択する。
- 第8条 応募者が埋まらなかった役員、常任委員は、従来どおり、地区からの推薦に基づいて決定する。その際に、応募者がいた地区からの役員・常任委員の割当人数は、応募者数だけ少なくするものとする。
- 割当人数を少なくする配慮は、次年度に引き継がない。  
(ある年度、たくさん役員を担当したからと言って、次年度少なくともいいわけではない)
- 第9条 この細則は、役員会で決定する。役員会の半数以上の賛成で改定される。

付則

令和3年6月5日制定

**令和 5年 4月 6日一部改正**

**(第3条 告知対象から小学6年生保護者を削除)**

## 豊南中学校 育友会・後援会 個人情報取扱細則

### (目的)

第1条 豊田市立豊南中学校 育友会・後援会（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・委員名簿・事業等の記録や写真及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (定義)

第3条 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。  
(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）  
(2) 個人識別符号が含まれるもの

### (管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

### (取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、役員・常任委員とする。

### (秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第7条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。また、円滑な本会の活動をおこなうために以下の情報を取得する。

- (1) 会員の氏名、住所
- (2) 会員の子どもの氏名・学年・クラス
- (3) 広報紙に掲載する情報（写真、各種表彰の情報、卒業前の寄せ書きなど）
- (4) 役員・常任委員の電話番号・メールアドレス等の連絡先

### (周知)

第8条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報等で会員に周知する。

### (利用)

第9条 取得した個人情報は、以下の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 本会の会費の集金業務・管理業務
- (2) 本会の関連文書の送付・配布、提出物の回収・保管
- (3) 役員並びに会計監査・会員・常任委員の名簿の作成
- (4) 委員選出並びに役員選出等の推薦活動・候補者選出
- (5) 広報紙、本会のホームページへの掲載
- (6) 役員・常任委員間の連絡

### (利用目的による制限)

第10条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規約により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第11条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (保管及び持ち出し等)

第12条 個人情報を取り扱う電子機器等については、適切な状態で保管することとする。  
また、個人情報を持ち出す場合や、電子メール等で個人情報を送付する場合は、ファイルにパスワードをかける等して、適切に個人情報を管理することとする。

### (第三者への提供の制限)

第13条 個人情報は次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する

ことに対して協力する必要がある場合

(第三者に提供する場合の記録の作成)

第14条 本会は、前条の規定に基づいて個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する個人情報の対象者(本人)の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者(本人)の同意を得ている旨(前条第1号から第4号までの場合を除く)

(第三者から提供を受ける際の記録の作成)

第15条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける個人情報の対象者(本人)の氏名
- (4) 対象者(本人)の同意を得ている旨(第13条第1号から第4号までの場合を除く)

(情報の開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除等を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報を漏えい、紛失等した場合や、そのおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切な対応を行う。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改定)

第20条 法令の改正または実務上の不備が生じた場合は、役員会において審議し、その承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第8条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

付則

本細則は、令和 5年 5月 1日より施行する

# 豊田市立豊南中学校育友会細則

## 第 1 章 会計監査委員の選挙および就任

- 第 1 条 役員、会計監査委員の選挙および就任は次のとおり行われる。
- 1 推薦委員を次のとおり選出する。
    - 役員の代表 2 名
    - 地区の代表 1 名
    - 教員の代表 2 名
  - 2 推薦委員は役員および会計監査委員の候補者になることができない。
  - 3 候補者の追加推薦は、選挙を行う総会において一般会員から推薦することができる。ただし、この場合は 20 名以上の推薦者の署名を要する。
  - 4 候補者の推薦は、推薦委員会によってなされる場合も、その氏名を発表する前に、推薦者の同意を得なければならない。
  - 5 役員および会計監査委員は、定期総会において就任する。
- 第 2 条 会長に欠員を生じた時は、副会長が昇格する。
- 第 3 条 会長以外の役員に欠員を生じた時は運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第 4 条 複数年任期の役員候補選出時は予備役を設ける。予備役の任期は、執行予備役は該当執行役員が会長・副会長に就任するまでの期間とし、副会長予備役は該当候補が副会長に就任するまでの期間とする。

## 第 2 章 総会

- 第 5 条 定期総会は決算の承認、年度計画および予算の審議、規約審議、役員および会計監査委員の選出を行う。

## 第 3 章 改正および実施

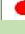











- 第 6 条 この細則は、運営委員会において構成員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。
- 第 7 条 この細則は、昭和 36 年 4 月 21 日より実施する。

## 第 4 章 役員・委員の特約について

- 第 8 条 常任委員における広報担当者は、育友会活動、学校行事において以下の特典を有する
- ・委員会活動の薔薇園整備、草刈り（除く愛校活動）参加を免除とする
  - ・体育祭における撮影担当者はテント下で観覧する権利を有する














昭和 47 年 4 月 20 日一部改正	（第 5 条 進路対策部会）
昭和 50 年 4 月 25 日一部改正	（第 4 章を、第 3 章とし、第 12 条、13 条を、第 5、6 条とする ※旧第 8 章は会則に移行）
平成 14 年 4 月 20 日一部改正	（第 1 条 1 地区代表 1 名）
令和 3 年 10 月 2 日一部改正	（第 4 章、第 7 条を追加）
令和 4 年 4 月 7 日一部改正	（第 4 条追加。又追加に伴い、以降条項番号を繰り下げる）

令和5年度 年間行事 豊田市立豊南中学校 R5.4.12現在

4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月	
1	土		1	月		1	木	前期中間テスト	1	土	
2	日		2	火	自転車講習会(1年)	2	金	前期中間テスト	2	日	
3	月	学年始休業	3	水	憲法記念日 	3	土		3	月	
4	火		4	木	みどりの日 	4	日		4	火	
5	水		5	金	こどもの日 	5	月		5	水	
6	木	入学式準備 (新3年登校)	6	土		6	火		6	木	読み聞かせ1年
7	金	入学式・始業式	7	日		7	水	3年修学旅行	7	日	
8	土		8	月	全国学テ英語(3年) 尿検査	8	木		8	土	
9	日		9	火	内科検診	9	金		9	日	
10	月	給食開始 クレベリン検査	10	水		10	土		10	月	個別懇談会
11	火	避難訓練・通学団会 知能検査・身体計測	11	木		11	日		11	火	個別懇談会
12	水	5限(部活) 身体計測	12	金		12	月		12	水	個別懇談会
13	木	5限(部活) 歯科検診	13	土	薔薇園ボランティア	13	火		13	木	3年学診(1回目)
14	金	5限(部活)	14	日		14	水		14	金	個別懇談会
15	土		15	月		15	木	豊田市教育委員会学校訪問 	15	土	
16	日		16	火		16	金	部活壮行会リハ	16	日	
17	月		17	水	内科検診	17	土		17	月	海の日 
18	火	3年全国学力・学習状況調査	18	木		18	日		18	火	
19	水	眼科検診	19	金	尿検査2回目	19	月	部活壮行会 部活懇談会	19	水	
20	木	読み聞かせ3年	20	土	体育祭	20	火		20	木	 ①文化部発表会⑤集会
21	金	⑤新入生歓迎会	21	日	体育祭予備日	21	水		21	金	夏季休業
22	土		22	月	振替休日	22	木		22	土	
23	日		23	火		23	金	読み聞かせ2年	23	日	
24	月		24	水	耳鼻科検診	24	土		24	月	
25	火	心電図 内科検診	25	木	テスト相談週間	25	日		25	火	
26	水		26	金	⑤⑥進路説明会 	26	月	血液検査(職員)	26	水	
27	木	歯科検診 	27	土		27	火	金曜日課	27	木	
28	金	授業参観PM 修学旅行説明会	28	日		28	水		28	金	
29	土	昭和の日 	29	月		29	木		29	土	
30	日		30	火		30	金		30	日	
			31	水	内科検診				31	月	



左記マークは、教職員の定時退校を推奨する日として、月1回設定しています。  
働き方改革の一環として、保護者、地域の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	日	1	水	1	金	1	月	1	木	1	金
			2年生職場体験 3年生進路相談 3年生進路相談				元日 		公推・特出願 学診(1,2年)		引き継ぎ式 巣立ちの会
2	月	2	木	2	土	2	火	2	金	2	土
3	火	3	金	3	日	3	水	3	土	3	日
4	水	4	土	4	月	4	木	4	日	4	月
			文化の日 				仕事始め				
			薔薇園ボランティア								
5	木	5	日	5	火	5	金	5	月	5	火
	⑥委員会				個別懇談						
6	金	6	月	6	水	6	土	6	火	6	水
	前期終業式				個別懇談				公推・特入試 公一出願		
7	土	7	火	7	木	7	日	7	水	7	木
					個別懇談				テスト相談週間		
8	日	8	水	8	金	8	月	8	木	8	金
					個別懇談		成人の日 		読み聞かせ1年 合格発表 ⑥委員会		公立合格発表
9	月	9	木	9	土	9	火	9	金	9	土
	スポーツの日 		テスト相談週間				書初め大会				
10	火	10	金	10	日	10	水	10	土	10	日
	後期始業						進路相談会 ※私推・特出願				
11	水	11	土	11	月	11	木	11	日	11	月
									建国記念の日 		会議(午前日課)
12	木	12	日	12	火	12	金	12	月	12	火
	3年学診(2回目)						※私一出願		振替休日		
13	金	13	月	13	水	13	土	13	火	13	水
14	土	14	火	14	木	14	日	14	水	14	木
					3年学診(3回目) 読み聞かせ1年				学年末テスト(全学年)		読み聞かせ2年
15	日	15	水	15	金	15	月	15	木	15	金
					⑥委員会		※私推・特入試		学年末テスト(1・2年)		前期生徒会選挙
16	月	16	木	16	土	16	火	16	金	16	土
			後期中間テスト 3年のみ 全学年				2年自然教室		学年末テスト(1・2年)		
17	火	17	金	17	日	17	水	17	土	17	日
18	水	18	土	18	月	18	木	18	日	18	月
											会議(午前日課)
19	木	19	日	19	火	19	金	19	月	19	火
					人権集会		2年代休				
20	金	20	月	20	水	20	土	20	火	20	水
											春分の日 
21	土	21	火	21	木	21	日	21	水	21	木
	薔薇祭 										
22	日	22	水	22	金	22	月	22	木	22	金
			PM学校公開 自然教室説明会		⑤大掃除⑥集会 				公立入試(学力)		修了式
23	月	23	木	23	土	23	火	23	金	23	土
	振替休日		勤労感謝の日 				※私一入試		天皇誕生日 		
24	火	24	金	24	日	24	水	24	土	24	日
	月曜日課		県民の日ホリデー				※私一入試				
25	水	25	土	25	月	25	木	25	日	25	月
					冬季休業		読み聞かせ3年 公推・特出願・私一入試				学年末休業
26	木	26	日	26	火	26	金	26	月	26	火
	⑥委員会 読み聞かせ2年								公立入試(面接)		
27	金	27	月	27	水	27	土	27	火	27	水
									公立入試(面接)		
28	土	28	火	28	木	28	日	28	水	28	木
					仕事納め				追検査		
29	日	29	水	29	金	29	月	29	木	29	金
							⑥入学説明会				
30	月	30	木	30	土	30	火			30	土
31	火			31	日	31	水			31	日
	3年生進路相談 (希望者)										